## 平成25年度 第3回市民参加及び協働推進委員会会議録

○日 時 平成25年8月12日(月) 午後7時00分~9時15分

○場 所 市役所2階 市長公室

○出席者

・委 員 岩田 仁委員長、高橋 さかえ副委員長、

遠藤 義輝委員、野崎 義文委員、三木 ともね委員、

吉田 紀子委員、吉原 智博委員

• 事務局 協働推進課:新井課長、鈴木副課長、水口主査

○欠席者 有賀 輝彦委員、五十嵐 洋太委員、高橋 良江委員

○傍聴者なし

## 内 容

- 1. 開 会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 議 題
- (1)協議事項 自治基本条例の見直しについて

事務局から、本日の協議内容について、第29条まで進めることを説明し、委員の了承を得た。

資料1、(市民参加手続)第12条及び解説について

委員長:条文について「最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続きを 行うものとする」の部分について、「最も適切かつ効果的と認められる」 の部分は省き、「市民参加を推進するための手続きを行うものとする」 とした方が、積極的に取り組めるように思うがいかがか。

委員:市民参加の方法について、周知徹底できる方法が解説で具体的に述べられているとわかりやすいと思う。市政に興味のない人に、もう一歩前進しての周知が必要だと感じる。

委員長:市民が理解できるようにわかりやすい解説にするべきである。

委員:解説に「周知徹底」という言葉をいれられないか。

委員長: さらに実施している内容をもっと厚く表現できるといい。

(市民意見提出手続) 第13条及び解説について

委員長: 昨今、安心安全という言葉が増えているが、現在の市民に必要なのか どうか考える必要があるのではないか。もしくは、解説①の部分に安 心安全について盛り込むとわかりやすいのではないか。

委 員:生活に密着した市政であることが求められるので、感じたことを積極 的にパブコメの際に提出している。

委 員:解説②法令に特別の定めがある場合について、市民にとっては抽象的である。例をとりあげて、具体的に説明してほしい。この場合、都市計画法による手続きの何にあたるのかを述べてほしい。

(審議会等への参加) 第14条及び解説について

委員:市民参加についての条文の構成は、市民参加手続、市民意見提出手続 (パブコメ)、審議会等への参加の順であるが、審議会等への参加が先 頭に来るほうが自然ではないか。また、審議会において全体の公募委 員数が少ないように感じる。

委員:委員全部が公募の委員会はあるか

委員長:全部公募はない。施策を進める会議は、まず専門的な分野の代表の意見が必要であり、それに併せて市民の意見をもらうことが一般的である。

委員:現状の公募委員が一部だけならば、条文にある委員の公募については、 一部と全部という順番が適当ではないか、ともすると全部は不要では ないか。

委 員: どちらに力を注ぐか重点で順番が決まると思うが、可能性については 前向きに考え、市民参加の方法として目指すところは高くあるべきで ある。

事務局:条例の目的を果たすためには、まず、第一に市民の意見を聞くことが 前提であり、その方法に意見書を出せるパブコメ。次に審議会委員へ の参加がある。市民参加のまちづくりの目標としては、委員全部が公 募となることが理想である。

委員長:解説において、そのことを述べると良いと思う。

(市民参加及び協働の推進) 第15条及び解説について

委員の意見はなし

(富士見市市民参加及び協働推進委員会)第16条及び解説について 委員の意見はなし

(自主的なまちづくり活動の促進) 第17条及び解説について

委 員:例えば、災害時要援護者登録制度については、地域によって登録の割合に高低差がある。大切な取組みであるからこそ、内容を具体的に伝えるべきであり、そうであれば理解を得られると思う。制度を周知するためには、町会の協力が必要である。

委 員:町会長や民生委員が必死になって高齢者宅へ足を運び呼びかけている が、なかなか理解を得られない状態である。

委 員:取組みには作戦、仕掛けが必要である。また、仕掛ける人、引き受ける人、当事者の三者にメリットがないと物事は成功しない。

第6章(計画的な総合行政)第18条及び解説について

委員の意見はなし。

(情報の公開) 第19条及び解説について

委員長:情報の提供方法についてはインターネットが主体となっているが、老年者のパソコン利用状況について、市は考慮が必要である。また、情報公開度が県内2位と聞いたがが、情報が市民に行き渡っているかどうかが大切であり、市の情報の提供方法は様々にあるが、使われなければ意味がない。

(説明責任) 第20条及び解説について

委員:各種説明会を開催しているが、出席者が多いほうが、施策の周知ができるとともに様々な意見や要望が市民からもらえる。せっかく開催するのであれば、出席率を高めるための方法に工夫するべきである。

(応答責任) 第21条及び解説について

委 員:解説部分に、「市政に関する市民からの意見、要望等はとあるが、一般 市民にとって、「市政」という言葉は難しいと感じる。

委員長:市政とは、市民生活に関わる全てのことと理解している。

委 員:解説部分に、「市政とは市民生活に関する様々な出来事について」と述べたほうがわかりやすい。

委員長:公益通報については盛り込む必要はないか。

事務局:市にはそれについての決まりごとがあるが詳細は確認する。

(個人情報の保護) 第22条及び解説について

委員の意見はなし

(適正な行政手続) 第23条及び解説について

委 員:行政処分、行政指導という言葉は難しい。解説に行政手続条例の制定 とあるが、どういうことに役立つのかがわからない。

委員長:例を取り上げて、具体的な解説が必要である。特に難解なものについては、小学生向けのような解説書でも良いと思う。

(市民投票制度) 第24条及び解説について

委員: 平成15年10月に市民投票を実施したようだが、これまでの取組み 状況としてとりあげると説得力がでる。

(行政評価) 第25条及び解説について

委員: さまざまな行政評価に取り組んでいるが、事業の評価は特定の委員だけでなく、多くの市民を取り込み広い範囲での意見をもらうことが、 市政には必要である。

委員長:市IPでも取組みを公表しているので、意見があれば市民からでてくるであろう。

(健全な財政運営) 第26条及び解説について

委 員:条文に「市民に分りやすい財務に関する資料・・・」とあるが、どの ようなものを指すのか。

事務局: 例えば、市 HP などには全体像とその詳細をひとつひとつ公表し、説明 している。 第7章(条例の位置付け)第27条及び解説

委員長: どんな条例なのかを意味し説明するならば、構成の順番として先頭にあるべき条文と思うがいかがか。また、日本国憲法があるのだから、憲法を前提にという文言が必要ではないか。他市の自治基本条例には「この条例を最高規範とする」という文言があるが、各種の条例を制定するにあたり、富士見市にとっては基本条例はベースになるものであるが、条例同士に上下関係はないように思える。

(条例の見直し) 第28条及び解説

委員長:他の行政の条例は、見直しがない場合、3年の場合があるが、時代の 流れを考慮すると5年での見直しは最適と思う。

第8章 雑則(委任)第29条及び解説について 委員の意見はなし

- 4. 次回の会議について 平成25年9月4日(水) 午後7時から
- 5. 閉 会 高橋さかえ副委員長